業務停止処分についての審査請求理由書

**1.損失補償の必要性**

　公共事業が特定の者の私有財産に特別の犠牲を強いる場合には、憲法第29条第3項に基づき損失補償が必要である。

　市場の移転に伴い旧市場における業者の受ける「特別の犠牲」に関し、東京高裁平成３年７月30日判決は、次の①、②を判示している。

①仲卸業者等が旧市場に設置していた設備・備品が新市場で使えなくなった場合の損失は付随損失にあたり、損失補償が必要である。

②条例第91条は、市場施設の使用資格が消滅した場合の返還義務を定めたものであり、

　行政上の必要から市場施設の使用が終了した場合にも一切損失補償を要しないと解することはできない。

にもかかわらず、東京都は、豊洲市場で使えなくなった審査請求人の設備・備品について損失補償を支払うことなく、その撤去・原状回復を求めた。東京都は、審査請求人に対し、中央卸売市場条例第91条に定める築地市場の市場施設の原状回復を行なっていないとして行政処分を行なったが、同条は損失補償を前提とした規定であるにもかかわらず、損失補償を欠いたまま、同条違反を根拠として本件処分を行なったことは法令の趣旨を逸脱しており、違法である。

更に、「使用者に起因して使用資格が消滅した場合」の規定である条例第91条を「行政上の必要から市場施設の使用が終了した場合」である本件に誤って適用するとともに、条例第103条第１項第５号に基づいて「30日間の業務停止処分」を科したことも違法である。

　以上のように、本件行政処分を科すにあたり、東京都は、憲法第29条第3項違反を犯すとともに、条例第91条を誤って適用しており、本件行政処分が取り消されるべきは明らかである。

**2.本件不利益処分の違法性**

　東京都は、審査請求人が築地市場の市場施設の原状回復を行なっていないとして処分を行なったが、現実には平成30年10月19日以降築地市場のロックアウトがなされ、原状回復や施設の返還が不可能だったのであり、更に東京地裁による仮処分決定がなされ、東京都の主張する原状回復が実行されるに至ったにもかかわらず、東京都が本件処分を重ねて行なったことは、東京都の処分の裁量性を大きく逸脱し、相当でなく違法である。